

# 北海道鷹栖養護学校いじめ防止基本方針

令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。（北海道いじめ防止基本方針より）

本校では全ての児童生徒が安全、安心に充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは「起こりうるもの」という基本認識をもち、いじめの問題や課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等をふまえて「いじめ問題に危機感をもって」取り組むため、「いじめ防止基本方針」を策定します。

## I いじめ防止等の対策に関する基本的理念

### 1 基本理念

「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する」。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、すべての児童生徒がいじめを行わないこと、および、他の児童生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが健全な心身の成長に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 2 学校や教職員の責務（北海道いじめの防止等に関する条例第 6 条）

- (1) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- (2) 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

### 3 保護者の責務（北海道いじめの防止等に関する条例第 7 条）

保護者（家庭）は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

※いじめ防止のためのポイント

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ② 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体専門家と協力をして、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

## Ⅱ いじめの理解

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」。

※「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

### 2 いじめの内容（北海道いじめの防止等に関する条例）

具体的ないじめの態様としては、次のようなものが挙げられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を要求される
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 3 いじめの要因（北海道いじめの防止等に関する条例）

#### (1) 学校における要因

- ・過度のストレスから集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・教師と児童生徒の信頼関係、児童生徒相互の人間関係が上手く築けない

#### (2) 児童生徒の心理的ストレス

- ・ストレスが身体症状、行動面に表れやすい
- ・不安やイライラ、無気力などの心理状態に陥る
- ・自尊心の傷つきを暴力、いじめで癒す等

#### (3) 家庭における要因

- ・基本的生活習慣に係るしつけが不十分である
- ・家庭が「安らぎの場」になっていない
- ・親子の間にふれあいや心の通い合う場面がない等

#### (4) 地域社会における要因

- ・地域における人間関係の希薄化により教育力が低下している
- ・集団遊びや社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい

したがって、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

#### (5) いじめの解消（北海道いじめの防止等に関する条例）

いじめ等が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

##### ①いじめ等の行為が止んでいること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。被害の重大性等から更に長期の期間が必要である場合は、より長期の期間を設定するものとする。

##### ②いじめ等を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### Ⅲ いじめ防止等に関する組織的対応

#### (1) 生活指導部にその業務を位置付け設置する。

##### ア 構成員

生活指導部長、生活指導部員を主な構成員とする。また、教頭、生徒指導主事、支援部長、学部主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、寮務主任、寄宿舎ブロック長、対象児童生徒の学級担任等、必要に応じて参加する。また、スクールカウンセラー、弁護士、医師等、事案に応じて参加する。

##### イ 活動

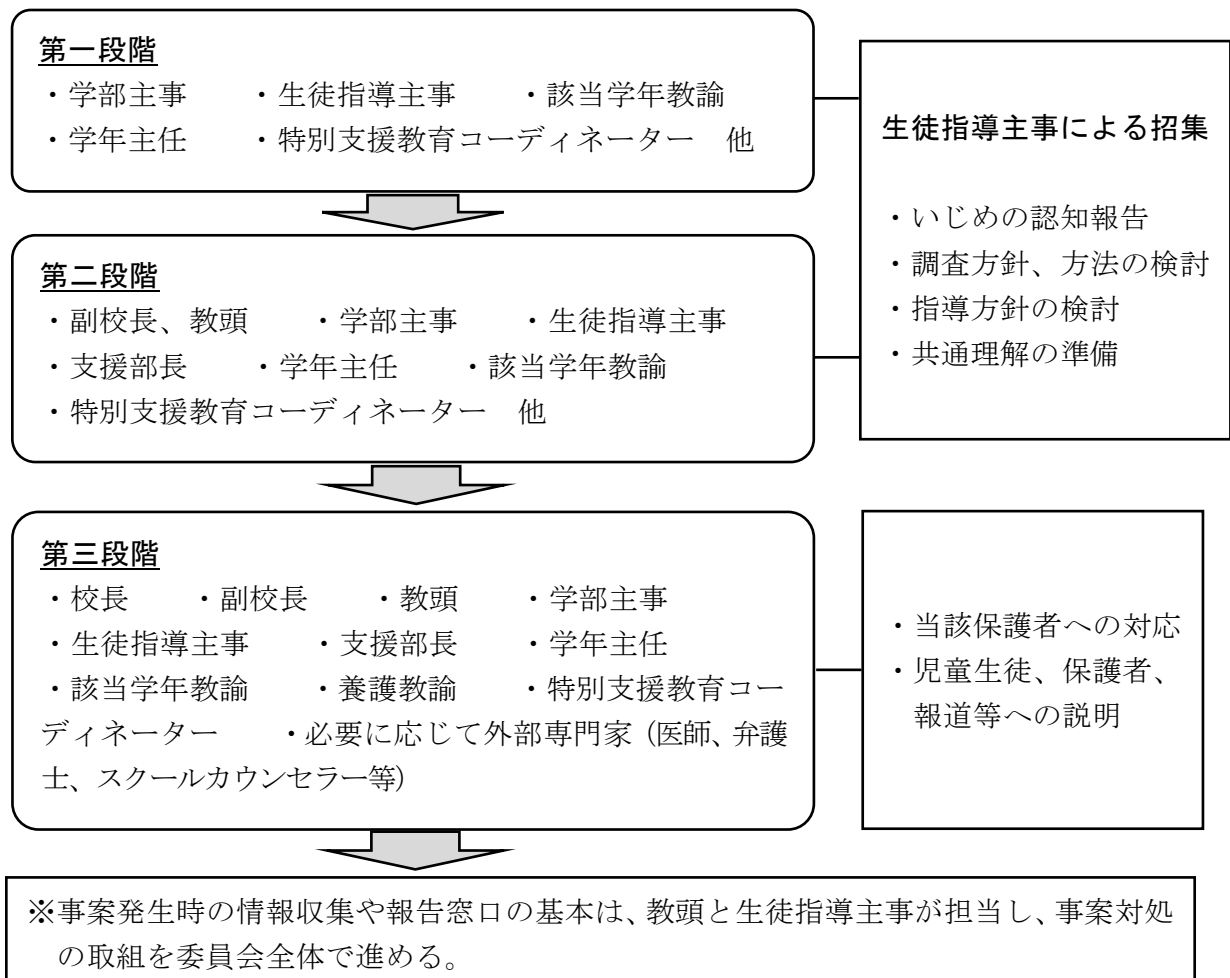
- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査・聞き取りの実施・報告）
- (イ) いじめ防止に関すること（校内研修会の企画・立案・実施、本方針の作成・改善）
- (ウ) いじめ事案への対応に関すること（いじめが疑われる案件への指導・支援方針の共有・協議）
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること

##### ウ 開催

**毎月1回の開催**を基本とするが、緊急時においては別途臨時に開催する。

##### エ いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組

- (ア) いじめを認知した場合は、発見者→学年主任→学部主事・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター→教頭・副校長→校長と報告を行い、いじめ防止対策委員会全体で事案に対して対応する。
- (イ) 具体的な対策については、以下のように段階的に構成員を加えて検討する。



## (2) いじめへの対応

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実を確認した場合は、いじめを止める指導をするとともに、再発を防ぐため、いじめを受けた児童生徒と保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の児童生徒に対して、いじめは許されない行為であることを改めて指導する。

ウ いじめを受けた児童生徒等が、安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

オ 学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

カ 犯罪等の違法行為として取り扱われるべきいじめは、北海道教育委員会、所轄警察署等と連携・協力して取り組む。

キ 事案対処後、「いじめの解消の判断」は、いじめ防止対策委員会全体で行う。

## (3) 重大事態への対処

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席

することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（「いじめの重大事態の定義」（いじめ防止対策推進法第28条））は、上川教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

**※いじめの重大事態とは**

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ア 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- イ 精神性の疾患を発症した場合
- ウ 身体に重大な障害を負った場合
- エ 高額の商品を奪い取られた場合
- (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合
- ア 年間の欠席が30日程度以上の場合（ただし、児童生徒が連続して欠席している場合には上記目安にかかわらず迅速に対応する。）
- イ 一定期間、連続した欠席がある場合

#### IV いじめの防止等のための対策

##### 基本施策

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い人と関わる力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- イ 保護者や地域の関係者と連携を図り、いじめ防止に関する児童生徒の活動に対する支援を行う。
- ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、全校集会やなかよし集会、児童生徒会活動の充実を図る。

##### (1) 未然防止の取組

- ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- イ 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめにつながることはないよう児童生徒の前での言動に気を付ける。

##### (2) いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見のために、全ての教職員が児童生徒を見守り、小さな変化を見逃さない意識をもつことが重要である。特に、道立学校でのいじめは周囲が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する姿勢をもつことが必要である。

##### ア 日常的な取組

##### (ア) いじめ相談体制

児童生徒や保護者がいじめ等に関する相談ができるよう、次のとおり相談体制の整備をする。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置（生徒指導主事）
- ③ 学級担任に対する相談

(イ) チェックリストの活用

児童生徒の変化に気付く視点として、教職員は以下のチェックリストを参考とする。

| いじめられている児童生徒の発見のために                   |                                              |
|---------------------------------------|----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える    | <input type="checkbox"/> 教師と視線が合わず、うつむいている   |
| <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える     | <input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる     |
| <input type="checkbox"/> 友達とのかかわりを避ける | <input type="checkbox"/> 友達とのかかわりがいつもと異なる    |
| <input type="checkbox"/> 怪我の理由を曖昧にする  | <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の児童生徒の名前が出る |

| いじめている児童生徒の発見のために                                   |
|-----------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている    |
| <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散する          |
| <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童生徒がいる |

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ① 情報教育の充実として、日常生活の指導、生活単元学習等における情報モラル教育の充実を図る。
- ② 保護者への啓発として、情報モラルについての啓発資料を配付する。

イ 定期的な取組

(ア) いじめ調査等の実施

在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 年2回（6月、11月）、いじめアンケート調査を実施する。必要に応じて、学級担任による聞き取り調査を実施する。

(イ) 校内研修の企画・実施

いじめ防止に向けた教職員の資質向上を図るため校内研修を企画し、職員会議等の際に実施する。

| 年間計画   |                             |
|--------|-----------------------------|
| 4～5月   | 本方針の説明、周知                   |
| 6月、11月 | いじめアンケート調査・聞き取り調査の結果周知      |
| 随時     | 児童生徒への啓発（全校朝会等）、職員研修（年1～2回） |
| 随時     | いじめ関連通知・啓発資料等の周知            |

## V 学校評価における留意事項

(1) 学校評価

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。（いじめ防止対策推進法第34条）

※適正に自校の取組を評価するため、以下の視点で学校評価の項目に入れる。

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関すること。

(イ) いじめの早期発見や再発防止するための取組に関すること。

(2) 学校ホームページで「いじめ防止基本方針」の公開

## 早期発見・事案対処マニュアル

### 【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 養護教諭等、学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- 周囲の児童生徒や保護者
- 児童生徒のアンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 学級担任
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 →（学級担任等、関係教職員） → 生徒指導担当者 → 教頭・副校長 → 校長



### いじめ防止対策委員会

【事実確認及び指導方針等の決定】（いじめ防止対策委員会における協議）

- ◇事実関係の把握
- ◇いじめ認知の判断
- ◇指導方針及び指導方法の決定
- ◇個別指導の検討
- ◇対応にかかる役割分担（対応チームの編成等）
- ◇全教職員による共通理解
- ◇SCや関係機関との連携



### 【いじめ防止対策委員会による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言・支援
- 周囲の児童生徒への指導・支援
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への報告や相談（上川教育局、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

|     | いじめを受けた児童生徒                                                                                                                                         | いじめを行った児童生徒                                                                                                                              | 周囲の生徒                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学 校 | <input type="checkbox"/> いじめの行為から、徹底して守り通す。<br><input type="checkbox"/> 安全確保のための巡視体制を強化する。<br><input type="checkbox"/> いじめ解消に向け組織的に注視し、心のケアと支援に努める。 | <input type="checkbox"/> 他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることの自覚、他者の痛みを理解できるようにする。<br><input type="checkbox"/> ストレスマネジメント等を通して、いじめに向かわないよう支援する。 | <input type="checkbox"/> 発見したら大人に知らせることの大切さを伝える。<br><input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付く。<br><input type="checkbox"/> 自分の問題としてとらえ、いじめのない学級や集団を築く大切さを自覚する。 |
| 家 庭 | <input type="checkbox"/> その日のうちにいじめに関する事実経過を説明する。<br><input type="checkbox"/> 今後の指導方針や具体的な手立て、対処の取組について説明する。                                        | <input type="checkbox"/> 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。<br><input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者への謝罪について協議を求め、助言する。                         | <input type="checkbox"/> 当該児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。                                                                                            |

いじめの解消の判断



### 【再発防止に向けた取組】

|                                                                                                                                           |                                                                                                                                               |                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>●原因の詳細な分析</b><br>◇事実の整理、指導方針の再確認<br>◇SC等外部の専門家等の活用<br><b>●学校体制の改善・充実</b><br>◇生徒指導体制の点検・改善<br>◇教育相談体制の強化<br>◇児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <b>●教育内容及び指導方法の改善・充実</b><br>◇児童生徒の居場所づくり・絆づくり等、学年学級経営充実<br>◇豊かな心を育てる指導の工夫<br>◇一人ひとりに配慮した授業づくりの推進<br>◇分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導等、授業改善の取組 | <b>●家庭、地域との連携強化</b><br>◇教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開<br>◇学校評価等を通じたいじめの問題の取組状況や達成状況の評価<br>◇PTA 活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|